# 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、加古川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次に掲げる事項を掌握する。

(1) 加古川市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）に掲げる施策の推進及び進行管理に関すること。

(2) 行動計画の推進における関係部局間の総合調整に関すること。

(3) その他、男女共同参画施策推進に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長、副本部長は、加古川市副市長事務分担規則（令和４年規則第34号）第２条第１項に規定する市民協働部を担当する副市長をもって充てる。

３　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 秘書室長

(2) 会計管理者

(3) 選挙管理委員会事務局長

(4) 監査事務局長

(5) 農業委員会事務局長

(6) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第７号）第２条第１項に規定する者

（本部会議）

第４条　本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。

３　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第５条　推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の委員は、本部長が指名する。

３　前２項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

（庶務）

第６条　本部会議の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成19年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。